

資料編

資料編 目次

- 【資料 1】 廃棄物関連部署連絡先一覧
- 【資料 2】 災害廃棄物発生量（那覇市・南風原町）
- 【資料 3】 災害廃棄物処理シミュレーション
- 【資料 4】 仮置場での処理工程
- 【資料 5】 本市保有資機材
- 【資料 6】 広域応援等協定一覧
- 【資料 7】 民間事業者等との応援協定一覧
- 【資料 8】 災害廃棄物処理に係る補助金等
- 【資料 9】 那覇市防災マップ
- 【資料 10】 津波災害警戒区域マップ

【資料 1】 廃棄物処理関連連絡先一覧

(1) 処理施設関連

		住所	電話番号	FAX 番号
那覇市・南風原町 環境施設組合	(焼却施設) 那覇・南風原 クリーンセンター	901-1105 南風原町字新川 650	098-882- 6701	098-882- 6722
	(最終処分場) 那覇エコアイランド	900-0001 那覇市港町 4-3-6 の地先		
(し尿処理施設) 那覇市し尿等下水道放流施設		901-2128 浦添市伊奈武瀬 1-5-11	098-889- 3567	
南風原町 住民環境課		901-1195 南風原町字兼城 686	098-889- 1797	098-889- 7657

(2) 国関係の廃棄物担当課

		住所	電話番号	FAX 番号
環境省 環境再生・ 資源循環局	環境再生事業担当 参事官付 災害廃棄物対策室	100-8975 東京都千代田区霞が関 1-2-2 中央合同庁舎 5 号館	03-3581- 3351	03-3593- 8359
	廃棄物適正処理推進課		03-3581- 3351	03-3593- 8263
	廃棄物適正処理推進課 施設第 2 係		03-5521- 8337	03-3593- 8263
環境省 九州地方環境事務所資源循環課		860-0047 熊本県熊本市西区春日 2-10-1 熊本地方合同庁舎 B 棟 4 階	096-322- 2410	096-322- 2446
環境省 沖縄奄美自然環境事務所		900-0022 那覇市樋川 1-15-15 那覇第一地方合同庁舎 1 階	098-836- 6400	098-836- 6401

(3) 県関係の廃棄物担当課

		住所	電話番号	FAX 番号
環境部 環境整備課		900-8570 那覇市泉崎 1-2-2 行政棟 4 階 (北側)	098-866- 2231	098-866- 2235
北部保健所 生活環境班		905-0017 名護市大中 2-13-1	0980-52- 2636	0980-53- 2505
中部保健所 環境保全班		904-2155 沖縄市美原 1-6-28	098-938- 9787	098-938- 9779
南部保健所 環境保全班		901-1104 南風原町宮平 212	098-889- 6846	098-888- 1348
宮古保健所 生活環境班		906-0007 宮古島市平良字東仲宗根 476	0980-72- 3501	0980-72- 8446
八重山保健所 生活環境班		907-0002 石垣市字真栄里 438	0980-82- 3243	0980-83- 0474

【資料 2】災害廃棄物発生量（那覇市・南風原）

本市焼却施設である那覇・南風原クリーンセンターは、南風原町と共同運用となっている。発災時には、南風原町の災害廃棄物量も考慮し処理スケジュール及び災害廃棄物処理実施計画を策定する必要があるため、本市と南風原町の災害廃棄物発生量の推計結果を示す。

(1) 沖縄本島南部スラブ内地震

(単位 t)

		那覇市	南風原町	合計
可燃物	柱角材	174,041	13,304	187,345
	可燃物	919,135	68,518	987,653
不燃物	不燃物	1,305,304	99,784	11,405,088
	コンクリートがら	1,870,936	143,023	2,013,959
	金属くず（廃家電含む）	186,273	13,803	200,076
	その他	174,041	13,304	187,345
	津波堆積物	—	—	—
合計		4,629,730	351,736	4,981,466

(2) 沖縄本島南東沖 3 連動地震

(単位 t)

		那覇市	南風原町	合計
可燃物	柱角材	148,819	6,656	155,475
	可燃物	726,467	33,734	760,201
不燃物	不燃物	1,116,145	49,918	1,166,063
	コンクリートがら	1,599,807	71,550	1,671,357
	金属くず（廃家電含む）	144,412	6,770	151,182
	その他	148,819	6,656	155,475
	津波堆積物	278,400	—	278,400
合計		4,162,869	175,284	4,338,153

【資料 3】 災害廃棄物処理シミュレーション

災害廃棄物の処理について、シミュレーションを行った。発災から3年で処理完了とし、那覇・南風原クリーンセンター及び那覇エコアイランドで処理しきれない災害廃棄物については広域処理等を実施することとした。

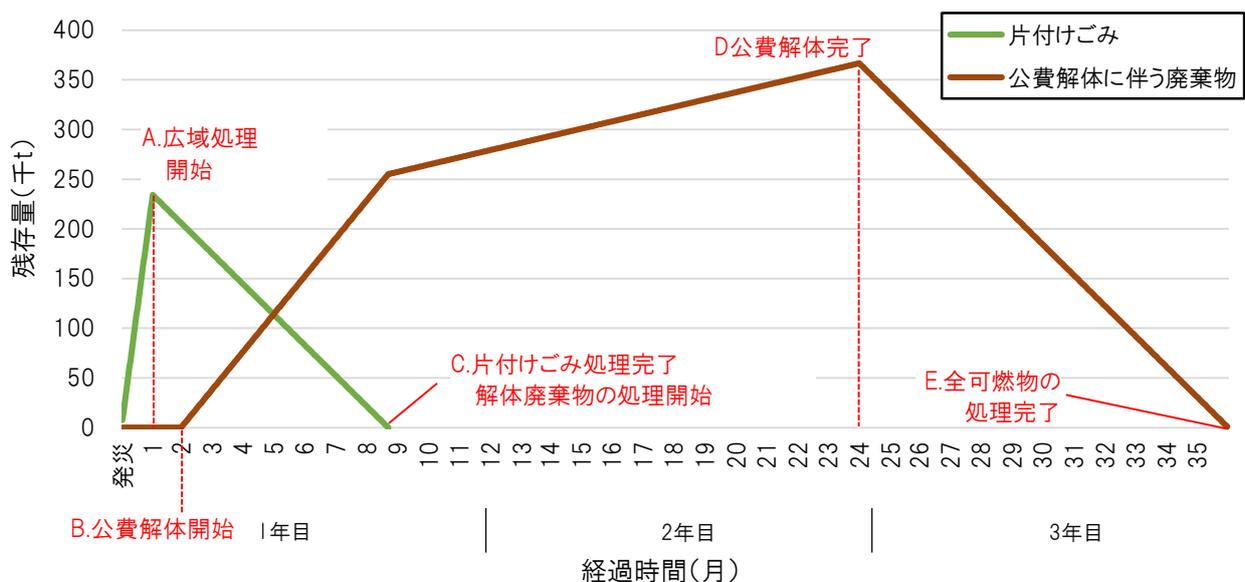
災害廃棄物処理シミュレーションの条件

項目	条件
処理期間	3年
広域処理開始時期	発災から1か月後
被災した施設の復旧時期	発災から1.5か月後
津波廃棄物の撤去(L2)	発災から1年以内に被災現場からの撤去完了
二次仮置場開設時期	発災から1年後に開設、破砕選別施設での処理開始

(1) 沖縄本島南部スラブ内地震

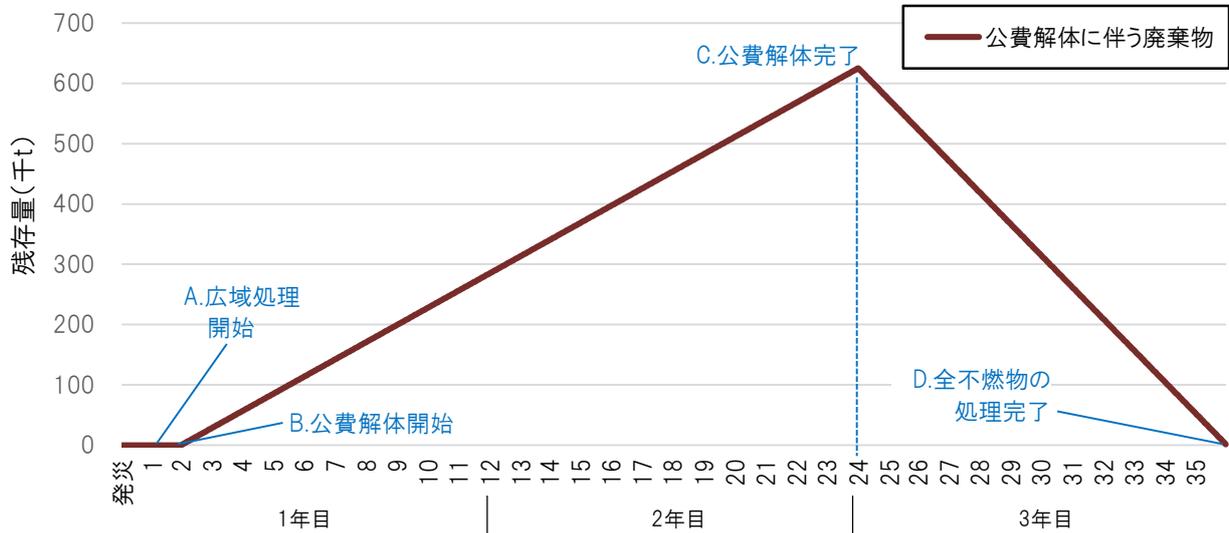
①可燃物の処理シミュレーション

- A.発災から1か月後に広域処理開始
- B.発災から2か月後に公費解体開始
- C.片付けごみ処理完了後、一般廃棄物焼却施設及び広域処理により、解体廃棄物の処理開始
- D.公費解体完了
- E.全可燃物の処理完了



②不燃物の処理シミュレーション

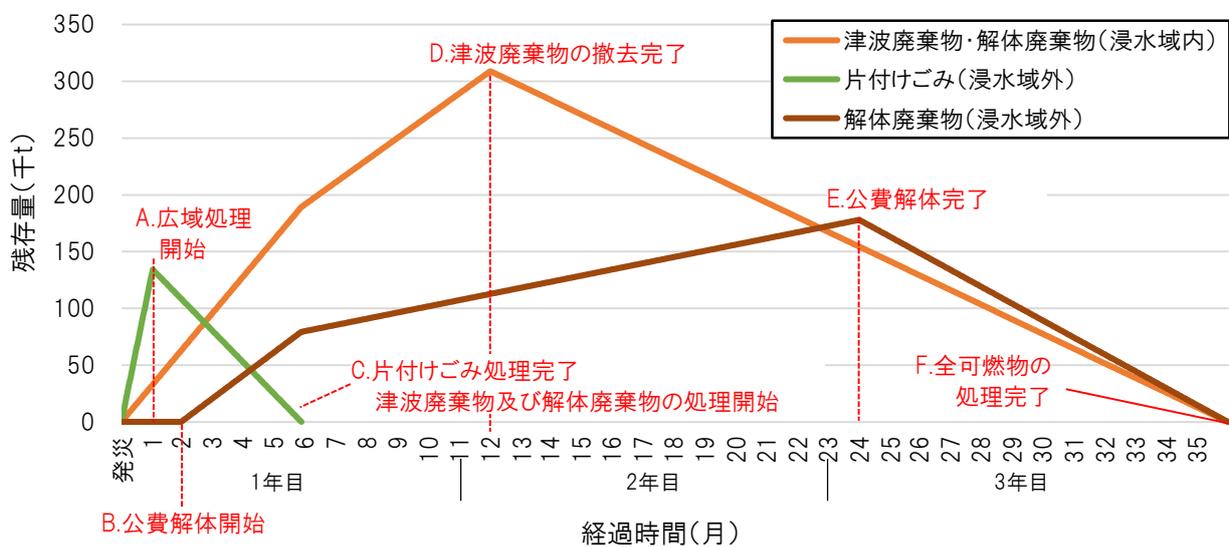
- A.1 か月後に広域処理開始。1.5 か月後に一般廃棄物最終処分場の復旧
- B.公費解体開始
- C.公費解体完了
- D.全不燃物の処分完了



(2)沖縄本島南東沖 3 連動地震

①可燃物の処理シミュレーション

- A.発災から 1 か月後に広域処理開始
- B.発災から 2 か月後に公費解体開始
- C.片付けごみ処理完了後、一般廃棄物焼却施設及び広域処理により、津波廃棄物及び解体廃棄物の処理開始
- D.被災現場からの津波廃棄物の撤去完了
- E.公費解体完了
- F.全可燃物の処理完了



②不燃物の処理シミュレーション

A.最終処分場被災により、広域処理が始まる1か月後までは処分が進まない。

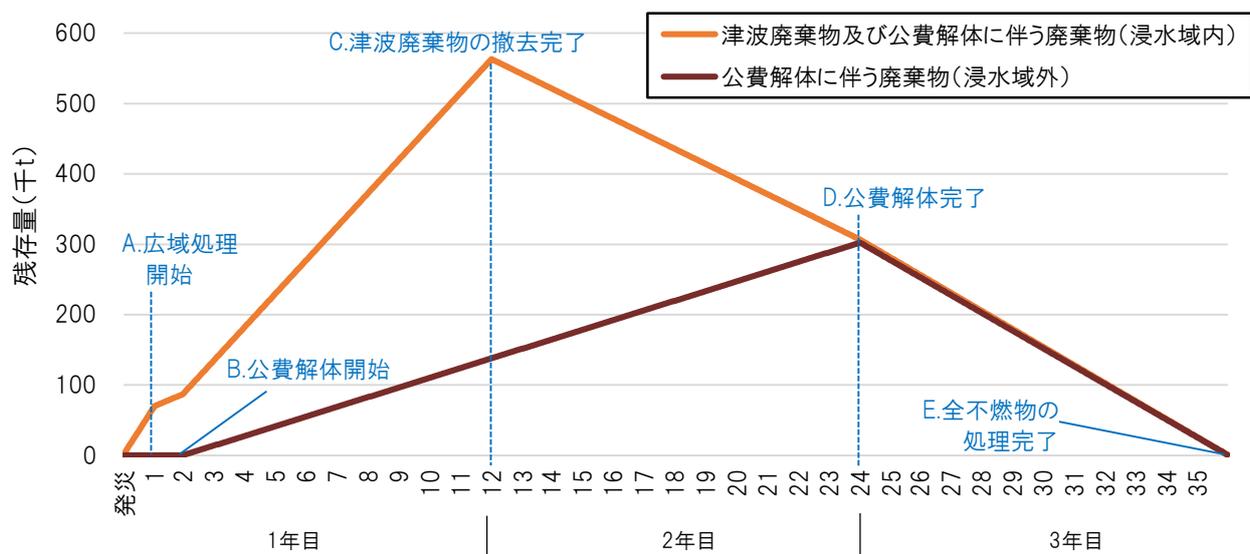
1か月後に広域処理開始。1.5か月後に一般廃棄物最終処分場の復旧

B.公費解体開始

C.被災現場からの津波廃棄物の撤去完了

D.公費解体完了

E.全不燃物の処分完了



【資料 5】本市保有資機材

(1) 廃棄物関連車両 (クリーン推進課)

(令和3年3月時点)

車種	積載量(kg)	台数
パッカー車	2,000	14
ダンプ車	350	14
	2,000	4
	3,000	2
	4,000	1
トラック	1,850	5
	1,900	3
	2,000	3
フォークリフト	2,000	1
	3,000	2
ホイールローダー		2

(2) 仮設トイレ等備蓄数 (防災危機管理課)

(令和4年1月時点)

仮設トイレ	165 基 (1 基あたり 50 回分)
簡易トイレ	1,578 セット (1 セットあたり 100 回分)

【資料 6】広域応援等協定一覧

協定名	協定先
九州九都市災害時相互応援に関する協定	北九州市、福岡市、佐賀市、長崎市、熊本市、大分市、宮崎市、鹿児島市
大規模災害発生時における九州ブロック災害廃棄物対策行動計画	大規模災害廃棄物対策九州ブロック協議会
九州市長会における災害時相互応援支援プラン	九州市長会
中核市災害相互応援協定	中核市各市
災害時相互応援協定	宇治市、日南市、川崎市、浦添市、南風原町、西原町

【資料 7】 民間事業者等との応援協定一覧

協定名	協定の概要	協定先
災害時における(社)沖縄県中小建設業協会との応援協定書	瓦礫等障害物の除去等支援	一般社団法人 沖縄県中小建設業協会
災害時における(社)沖縄県建設業協会那覇支部との応援協定書		一般社団法人 沖縄県建設業協会那覇支部
災害時における資機材の供給支援等に関する協定	資機材の供給支援	一般社団法人日本建設機械レンタル協会沖縄支部
大規模災害時における協力に関する協定	し尿の収集運搬	有限会社中央環境サービス 公社
	資機材の提供及び車両等の除去	NPO 法人全日本レッカー協会
		ナハデンキ
	被災車両等の一時集積所	日本パーキング株式会社
瓦礫等の除去、建設資機材や工事車両等の確保	有限会社登竜土建	

【資料 8】災害廃棄物処理に係る補助金等

災害廃棄物の処理には多額の費用を要するため、国の補助事業である「災害等廃棄物処理事業補助金」及び「廃棄物処理施設災害復旧補助金」等の国の補助事業を活用する。補助申請にあたっては、災害関係事務処理マニュアル（環境省 令和3年2月改訂）の手順等を確認のうえ、発災後の早期より国及び県と緊密な情報交換をし、被害状況や災害廃棄物処理に係る写真による記録及び事業費の算出根拠となる資料作成等が必要である。

(1) 災害等廃棄物処理事業費補助金

暴風、洪水、高潮、地震、台風等その他の異常な天然現象及び海岸保全区域外の海岸への大量の廃棄物表宅被害に伴い、市町村（一部事務組合・広域連合を含む）が実施する災害廃棄物の処理に係る費用への支援制度。

災害等廃棄物処理事業補助金の概要①

	通常災害	激甚災害	特定非常災害		令和2年7月豪雨		令和元年房総半島台風及び東日本台風	
	被災市町村	激甚災害による負担が一定の水準を超えた市町村	被災市町村	事業費が標準税収入の一定割合を超えた市町村	被災市町村	事業費が標準税収入の一定割合を超えた市町村	被災市町村	事業費が標準税収入の一定割合を超えた市町村
国庫補助率	1/2	1/2	1/2		1/2		1/2	
災害廃棄物処理基金	—	—	—	事業費の2.5%(国庫補助及び地方財政措置後の残割合)から、標準税収入の0.5%相当額を控除した額の90%について、該当都道府県に基金を設置予定	—	事業費の2.5%(国庫補助及び地方財政措置後の残割合)から、標準税収入の0.5%相当額を控除した額の90%について、該当都道府県に基金を設置予定	—	事業費の2.5%(国庫補助及び地方財政措置後の残割合)から、標準税収入の0.5%相当額を控除した額の90%について、該当都道府県に基金を設置予定
地方財政措置	地方負担分の80%について特別交付税措置	左記に加え、さらに残りの20%について、災害対策債により対処することとし、その元利償還金の5.7%について特別交付税措置 ※起債充当率100%	(1) 災害対策債の発行要件を満たす場合、元利償還金の95%について公債費方式により基準財政需要額に算入 ※起債充当率100% (2) 災害対策債の発行要件を満たさない場合、地方負担額の95%について特別交付税措置		(1) 災害対策債の発行要件を満たす場合、元利償還金の95%について公債費方式により基準財政需要額に算入 ※起債充当率100% (2) 災害対策債の発行要件を満たさない場合、地方負担額の95%について特別交付税措置		(1) 災害対策債の発行要件を満たす場合、元利償還金の95%について公債費方式により基準財政需要額に算入 ※起債充当率100% (2) 災害対策債の発行要件を満たさない場合、地方負担額の95%について特別交付税措置	
合計	90%	95.7%	97.5%	事業費及び標準税収入により算出	97.5%	事業費及び標準税収入により算出	97.5%	最大99.7%
半壊家屋の解体	対象外	対象外	対象		対象		対象	

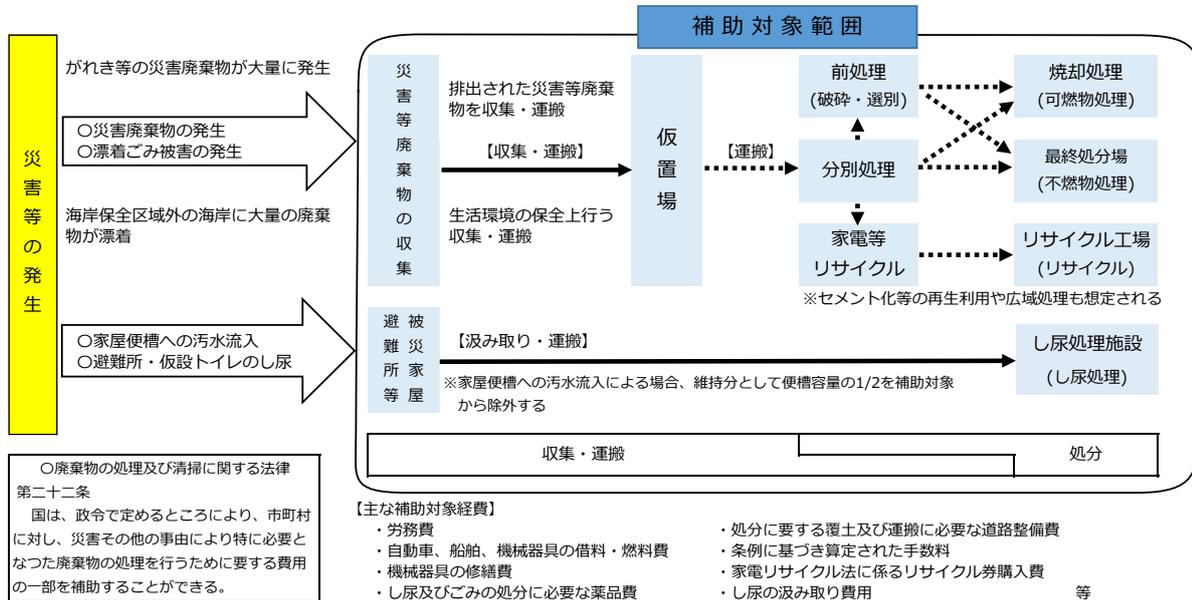
出典：「災害関係業務事務処理マニュアル（環境省）」を基に作成

災害等廃棄物処理事業補助金の概要②

発生原因	災害起因	災害起因ではない
対象事業	 <p>○災害のために実施した廃棄物の収集、運搬及び処分 ○災害に伴って便槽に流入した汚水の収集、運搬及び処分 ○仮設便所、集団避難所等から排出されたし尿の収集、運搬及び処分（災害救助法に基づく避難所の開設期間に限る） ○国内災害により海岸保全区域外の海岸に漂着した廃棄物の収集、運搬及び処分</p>	 <p>○海岸保全区域外の海岸に漂着した廃棄物(漂着ごみ)の収集、運搬及び処分</p>
補助先	市町村(一部事務組合、広域連合、特別区を含む)	
要件	指定市:事業費80万円以上、市町村:事業費40万円以上	
補助率	1/2	
財政局立会	あり	なし
査定方法	<p>○災害廃棄物の処理完了前に査定を行う場合は、原則として、現地にて被災状況、仮置場の状況等を確認し、査定を行う。 ○災害廃棄物の処理完了後は、当該都道府県庁舎等において机上査定を行う。 ○事業終了までに概算払いを希望する市町村については推計による事前協議を実施(本省⇄財務省:1億円以上)</p>	<p>○原則、漂着ごみの処理完了後に、地方環境事務所庁舎において机上査定を行う。 ○漂着ごみの処理完了前にヒアリングを行う場合は、現地又は当該都道府県庁舎にて被災状況、仮置場の状況等を確認し、査定を行ってもよい。</p>

出典：「災害関係業務事務処理マニュアル（環境省）」を基に作成

災害等廃棄物処理事業補助金対象範囲



出典：「災害関係業務事務処理マニュアル（環境省）」を基に作成

(2) 廃棄物処理施設災害復旧事業

災害により被害を受けた廃棄物処理施設の原型復旧及び応急復旧に要する費用への支援制度。

廃棄物処理施設災害復旧事業の概要

	通常	令和元年房総半島台風 及び東日本台風	平成30年7月豪雨	熊本地震	東日本大震災
対象事業	<ul style="list-style-type: none"> 一般廃棄物処理施設 浄化槽(市町村整備推進事業) 産業廃棄物処理施設 広域廃棄物埋立処分場 PCB廃棄物処理施設 	<ul style="list-style-type: none"> 一般廃棄物処理施設 浄化槽(市町村整備推進事業) 			
国庫補助率	1/2 (交付要綱)	8/10 (交付要綱)	8/10 (交付要綱)	8/10 (交付要綱)	特定被災地方公共団体の標準税収入に対する災害復旧事業費の割合に応じて 20/100以下の部分は 80/100 20/100を超える部分は 90/100 (東日本大震災財特法) その他の市町村については次により補助 1/2 (交付要綱)
地方財政措置	地方負担分の全額について、 一般単独災害復旧事業 値により対処することとし、その元利償還金の 47.5% (財政力補正により 85.5%まで)について普通交付税措置	地方負担分の全額について、補助災害復旧事業値により対処することとし、その元利償還金の 95% について普通交付税措置	地方負担分の全額について、補助災害復旧事業値により対処することとし、その元利償還金の 95% について普通交付税措置	地方負担分の全額について、補助災害復旧事業値により対処することとし、その元利償還金の 95% について普通交付税措置	地方負担分の全額について、 震災復興特別交付税 により措置
合計	73.75%~92.75%	99%	99%	99%	100%

出典：「災害関係業務事務処理マニュアル（環境省）」を基に作成

